

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会

発行者 鹿児島市新屋敷町16の16

編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622

URL <http://www.kakikyo.or.jp>

印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2022年(令和4年) November 11月号

鹿児島県の最低賃金が改正されました



東雲の里（出水市）

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
鹿児島県の最低賃金が改正されました	2～4
認知症予防は40代からの生活習慣の見直し改善で	5
労働災害「ピークアウト」に向けた緊急要請	6～8
11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です	9
改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？	10
就職氷河期世代に対する活躍支援について	11

令和4年9月末（速報値）業種別死傷災害発生状況	12
過重労働解消キャンペーンを実施します！	13～14
過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内	15
特定自主検査強調月間（11月1日～30日）のご案内	16～17
令和4年12月の講習開催のご案内	18
令和4年度第2回作業環境測定士試験のご案内	18

さくらじま

スポーツ界を始め様々な世界で記憶に残る世代交代がある。野球界では、ミスター・プロ野球長嶋茂雄の引退が強烈であろう。長嶋の引退により、王貞治が名実ともに球界の顔となった。将棋界では藤井聰太という怪物棋士があらわれた。永世七冠羽生善治九段の記録をどこまで塗り替えるのだろう。

羽生九段がプロ棋士になった頃、谷川十七世名人の全盛期であった。谷川名人を投了に追い込む羽生九段を、谷川ファンは歯がゆい気持ちで見ていただろう。谷川名人も、棋界の太陽と呼ばれた中原十六世名人を、中原名人も巨人

といわれた大山十五世名人を越えてきたのである。

先日、学生を対象に職場見学会が開かれた。学生さんは労働行政をどう見たのだろう。魅力ある職場に見えただろうか。雇用の確保をはじめ、働き方改革の実現、人口減少による人手不足への対応など、労働行政に求められる課題は多い。最近では、フリーランスや副業の拡大など働き方も変化している。新しく柔軟な発想で課題を捉え、誰もが働き甲斐を感じられる社会にして欲しいと切に願っている。

労働行政は、P D C Aサイクルで確実にレベルアップし、劇的ではないが、静かに、世代交代を続けている。

知っていますか？自分の最低賃金

鹿児島労働局賃金室

【鹿児島県最低賃金が令和4年10月6日より時間額853円に改正されました。】

	最低賃金額	効力発生日
	時間額	
	853円	令和4年10月6日

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など） ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 ④精勤手当、通勤手当、家族手当

〈最低賃金に関するお問い合わせ先〉

鹿児島労働局賃金室 （電話）099-223-8278

川内労働基準監督署 （電話）0996-22-3225

鹿児島労働基準監督署 （電話）099-214-9175

加治木労働基準監督署 （電話）0995-63-2035

鹿屋労働基準監督署 （電話）0994-43-3385

名瀬労働基準監督署 （電話）0997-52-0574

最低賃金額以上の賃金が支払われていない場合には、最寄りの労働基準監督署（鹿児島、川内、鹿屋、加治木、名瀬）にご相談ください。

【労働者の皆様へ】 また、「労働条件相談ほっとライン」(0120-811-610)でも相談を受け付けています。「労働条件相談ほっとライン」の開設時間は、月～金：17～22時、土・日・祝日（9時～21時）です（12月29日～1月3日を除く）。

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業として、「業務改善助成金（生産性向上を通じた最低賃金の引き上げを支援するための助成金）」「専門家派遣・相談等支援事業（専門家による電話相談や企業訪問相談等を無料で実施）」があります。

【事業主の皆様へ】 「業務改善助成金」に関しては、業務改善助成金センター（0120-366-440）、鹿児島労働局雇用環境・均等室（099-223-8239）まで、お気軽にご相談ください。「専門家派遣・相談等支援事業」に関しては、鹿児島働き方改革推進支援センター（土・日・祝日を除く9時～17時、0120-221-255）をご活用ください。

知っていますか？ 自分の最低賃金

鹿児島県 最低賃金

853円

時間額

令和4年 10月6日から

前年比 32円UP ↑

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

中小企業事業者の皆さんへ



最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは鹿児島労働局または最寄りの労働基準監督署へ
鹿児島労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-rooudoukyoku/>

業務改善
助成金

最大
600万円
を助成

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

(※1) 確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

$$\text{時間給} \quad \geq \quad \text{最低賃金額(時間額)}$$

2 日給の場合

$$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{1\text{日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

3 月給の場合

$$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{1\text{か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマート、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

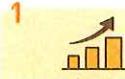
業務改善助成金の
動画もあります。

詳しくは、こちら

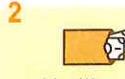
業務改善助成金



支給の要件



事業場内最低賃金の
引上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

▶ 設備投資等に要した
費用の一部を助成

助成金
支給まで
の流れ



1 交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2 交付決定後、
提出した計画
に沿って事業
実施



3 労働局に
事業実施結果
を報告



4 支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

リサイクル適性(A)
この広告紙は、印刷用紙の約60%
リサイクルできます。

(R4.9)



“認知症予防は40代からの生活習慣の見直し改善で”

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員

鹿児島純心女子大学名誉教授 德永 龍子

2022年度診療報酬の「療養・就労両立支援指導料」に若年性認知症が追加された。

鹿児島県によると2021年10月1日時点で認知症の症状が見られる40～64歳は662人、高齢者は6万3073人。鹿児島県は、患者や家族が安心して暮らせる地域医療体制を目指して2022年8月26日付で県内11認知症専門医療機関を統括し、より高度な診断、治療及び専門相談に対応する「基幹型センター」に鹿児島大学病院神経科精神科を指定した。

若年性認知症とは、18歳以上65歳未満で発症した認知症をいう。現役世代での発症のため、本人や家族が被る心理・経済的問題が大きい。2020年7月の「わが国の若年性認知症の有病率と有病者数」を地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所調査では、30代・40代・50代・60代と年齢が上がるごとに倍増し50代からは男性が女性の1.5倍と多い。18～64歳人口10万人当たり有病率は50.9人で、鹿児島県の15～64歳人口81万8692人で推計すると約416人となる。その原因疾患の53%がアルツハイマー型認知症、17%が血管性認知症、4%が外傷である（令和3年日本医療研究開発機構認知症研究開発事業）。

しかし近年、様々な認知症研究が進み、発症のメカニズムや危険因子が分かってきた。その結果30～40代から認知症のリスク低減に取り組めば、発症や進行防止が可能という考え方方が注目されつつある。

認知症協会理事の山根一彦博士は、認知症予防には25年前からの炎症、萎縮、毒素の予防を上げる。炎症予防には、2型糖尿病、虫歯や歯周病、夜更かし防止。萎縮予防には、脳の栄養である雑穀米、豆類・豚肉・卵・魚などの蛋白質、野菜、海藻、茸など新鮮な自然食品を3食よく噛んで腹8分の食生活習慣。過度のアルコール、タバコ、カビ、細菌は、脳閥門を通過し脳細胞を直接傷つける毒素となる。

2020年英国の医学雑誌「Lancet」の認知症予防・介入・ケアに関する国際委員会は、45～65歳の中年期、66歳以上の高年期における改善可能な認知症の因子を発表した。認知症の危険因子をもつ人が、もたない人に比べて認知症になりやすい倍率は、中年期では難聴1.9倍、頭部外傷1.8倍、高血圧1.6倍、肥満1.6倍、過度の飲酒1.2倍。高年期では抑うつ1.9倍、喫煙1.6倍、社会的孤立1.6倍、糖尿病1.5倍、運動不足1.4倍である。同委員会は、これらの要因を改善することで認知症の40%を予防したり、進行を遅らせたりする可能性を示唆している。

2019年世界保健機関（WHO）も認知症予防に関する12項目から成るガイドラインを発表した。

認知症予防で30～40代にまず取り組んでほしいのは生活習慣の見直しである。運動、食生活・酒量、喫煙の改善は生活習慣病の予防改善など体と心の健康維持にもつながる。生活習慣の中で特に予防に重要なのが睡眠である。睡眠中に認知症の病因「タウタンパク質」が脳内から脳脊髄液に移動し、その後、頸部のリンパ節を通って脳の外へ除去されるからである（東京大学大学院医学系研究科 石田和久ほか）。睡眠不足だとタウタンパク質の蓄積が進んで、認知症リスクが高まる。睡眠で体調を回復し生活習慣病予防に効果的睡眠時間は7～8時間である。仕事をしている人は、仕事上の判断や決断が脳の認知トレーニングになると考えられる。

健やかなシニアライフのためには、国民が認知症予防の知識に基づき、今日から生活習慣見直しを実行することである。一方で認知症の超早期発見法、治療薬、予防ワクチン等の研究開発が世界中で進んでおり、認知症は予防し迎え撃つ希望の時代にある。

労働災害「ピークアウト」に向けた緊急要請

鹿児島県での労働災害による休業4日以上の死傷者数は、平成31（令和元）年以降増加傾向が続いており、特に令和3年は2,256人と大幅に増加し、直ちに対策を講じなければならない危機的な状況となっています。また、労働災害による死亡者数は近年15人前後で増減を繰り返していましたが、令和3年は22人の尊い命が失われました。

令和4年になっても増加傾向に歯止めがかからず、死傷者数の8月末速報値では前年同期比880人（70.9%）増の2,121人（うち新型コロナウイルス感染症918人）、死亡者数が7人と厳しい状況が続いています。

令和3年の事故の型別労働災害発生状況をみると、「転倒」災害が最も多くなっています。また、「動作の反動・無理な動作」による腰痛等の災害も増加傾向にあります。

年齢別発生状況をみると、60歳以上の割合が31.1%と最も多く、50歳以上では53.4%と全体の半数以上を占めています。また、年齢が高くなるにつれ、被災率が高くなっています。

このように労働災害発生が急増している状況を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせること（ピークアウト）を目的とし、鹿児島労働局の労働災害防止対策として、各事業場において無災害を目指すための「労働災害ピークアウト運動」を展開し、県下の各事業場並びに関係団体等と連携し、労働災害防止対策への重点的な取組の促進を図ることとしました。

つきましては、各事業場におかれまして、労働災害の防止に向けて基本的な安全衛生管理活動を推進いただくとともに、高年齢労働者対策、転倒災害防止対策、腰痛予防対策等の業種横断的な労働災害防止対策を始め、業種の特性に応じた労働災害防止対策により一層取り組んでいただきますようお願いします。

令和4年9月28日

鹿児島労働局長 中所 照仁

鹿児島労働局労働災害防止対策 【労働災害ピークアウト運動】 ～労働災害を減少に転じさせるために～

緊急!!

県内の労働災害が増え続けています!!

令和4年の労働災害による死傷者数（8月末速報値）
死傷者数…2,121人（うち新型コロナ感染症918人）

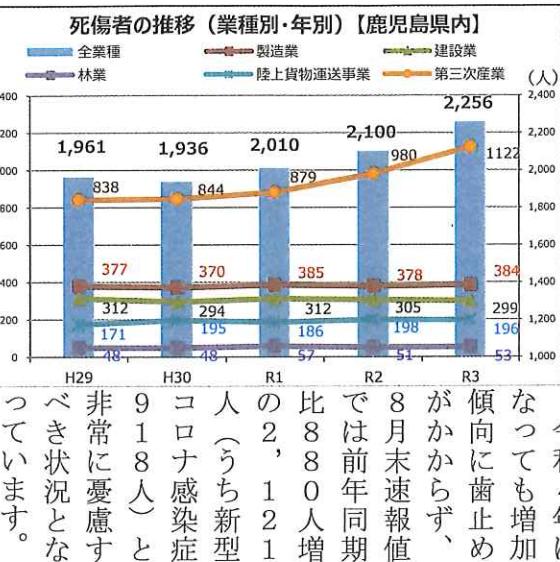
* 前年同時期より880人増加

鹿児島県の現状は…

鹿

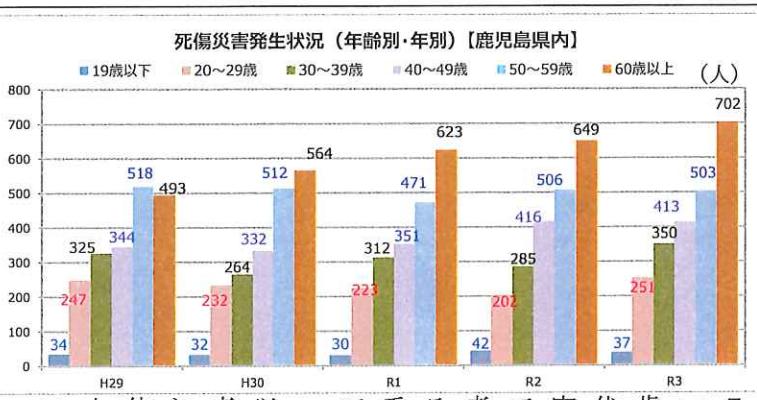
児島県における労働災害による休業4日以上の死傷者数は、令和元年以降増加傾向が続いており、特に令和3年は2,256人と大幅に増加し、直ちに

対策を講じなければならぬ危機的な状況となっています。内訳を見ると特に第三次産業での労働災害の増加が目立ちます。また、死亡者数も22人と、ここ10年間で最多となりました。



死傷者数…2,121人（うち新型コロナ感染症918人）
※前年同時期より880人増加

鹿児島県における労働災害による休業4日以上の死傷者数は、令和元年以降増加傾向が続いており、特に令和3年は2,256人と大幅に増加し、直ちに対策を講じなければならぬ危機的な状況となっています。内訳を見ると特に第三次産業での労働災害の増加が目立ちます。また、死亡者数も22人と、ここ10年間で最多となりました。



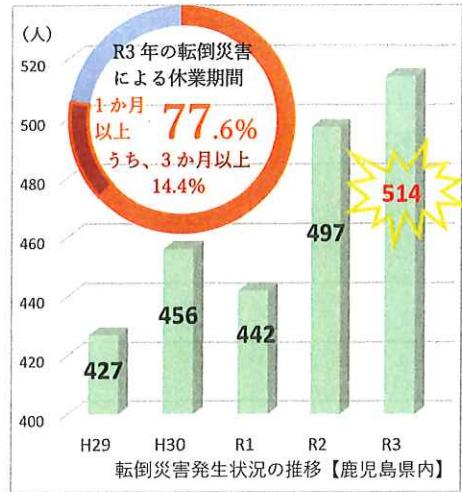
高年齢労働者層の労働災害増加

高年齢労働者層（60歳以上）の死傷者数は、令和元年が623人（死亡者数6人）、令和2年が649人（同9人）、令和3年が702人（同11人）と、60歳以上の年齢以上の年齢代で労働災害が多発しております。また、50歳以上の死傷者数に占める割合も一層高くなっています。

このような状況を踏まえ、①高年齢労働者対策、②転倒灾害防止対策、③腰痛予防対策を中心に、より一層の労働災害防止対策の強化をお願いします。

裏面へ

全産業における休業4日以上の労働災害の中で、最も多い災害が「転倒灾害」であり、すべての業種に共通する課題となっています。令和3年に県内で発生した転倒灾害のうち、休業1か月以上の災害が7割以上を占めており、中には休業3か月以上となる事例も多くあります。また、腰痛（不自然な姿勢や動作の反動等に起因する腰痛）災害もこの数年増加傾向にあり、令和3年は159件と前年より30件増となりました。



労働災害ピークアウト運動

【第三次産業】

- ① 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- ② 職場点検、4S活動、KY活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- ③ 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発等

【陸上貨物運送事業】

- ① 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- ② 積み下ろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ③ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- ④ トラックの逸走防止措置の実施等

【林業】

- ① チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- ② 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保等



～安全衛生活動の推進～

- ① 経営トップによる安全衛生への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- ④ 職場巡回、4S活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全衛生活動の促進
- ⑤ リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- ⑥ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

～重点的取組内容～

最重要取組事項

【高年齢労働者対策】

- ① 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく措置の実施



【転倒災害防止対策】

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ③ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」



【腰痛予防対策】

- ① 重量物取扱い作業等の腰部に著しく負担のかかる作業の全部又は一部の自動化、省力化
- ② 作業動作、作業姿勢、作業手順、作業時間等にかかる作業標準の策定
- ③ 作業の実施体制の配慮、腰痛健康診断の受診



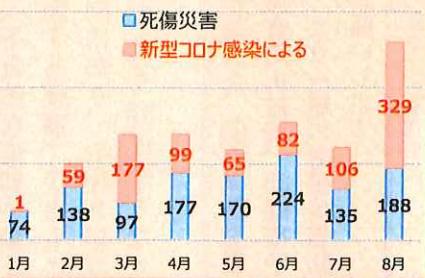
【建設業】

- ① 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
- ② 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- ③ 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の徹底
- ④ 建設工事の請負契約における適切な安全経費の確保等

【製造業】

- ① 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の徹底
- ② 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ③ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- ④ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- ⑤ 非定常作業時等における機械運転停止の徹底等

県内における令和4年死傷災害発生件数（月別）



11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

労働保険は

労災保険（労働者災害補償保険）と

雇用保険を総称した言葉です。

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇つたら労働保険に必ず入らなければいけません（5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産事業を除く）。

労働保険は、従業員の安心と会社の安定のための保険。

「そもそも知らなかった」

「小さい会社だから大丈夫だと思っていた」

「設立準備が忙しくて忘れてた」

など、様々な理由があると思いますが、従業員のため、会社のために加入することは事業主の責任です。

まだ加入手続を行っていない事業主の方、起業して新たに労働者を雇つた事業主の方は、速やかに手続をお願いします。

加入手続を怠っていると

- 1 遅って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収することがあります。
- 3 事業主の方のための助成金が受けられません。

労働保険の各種手続は、電子申請・電子納付によっても行うことができます。

電子申請の詳しい内容については、e-Gov電子申請のページ

（<https://www.e-gov.go.jp>）又は厚生労働省HPをご覧ください。

※労働保険の手続きは、社会保険労務士または労働保険事務組合（商工会等）に委託して行うことも可能です。

【労働保険事務組合に委託した場合】

- 1 事業主自身の事務処理が軽減されます。
- 2 保険料の額に関わらず、保険料を年間3回に分けて納付できます。
- 3 事業主及び家族労働者も労災保険に特別加入できます。

＜問い合わせ先＞

鹿児島労働局労働保険徴収室（TEL 099-223-8276）
又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークまで

鹿児島労働局労働保険徴収室

事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続は
おすすめですか



厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索

中小企業事業主の皆さんへ

厚生労働省・都道府県労働局

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

＼令和4年10月1日から産後パパ育休がスタート／

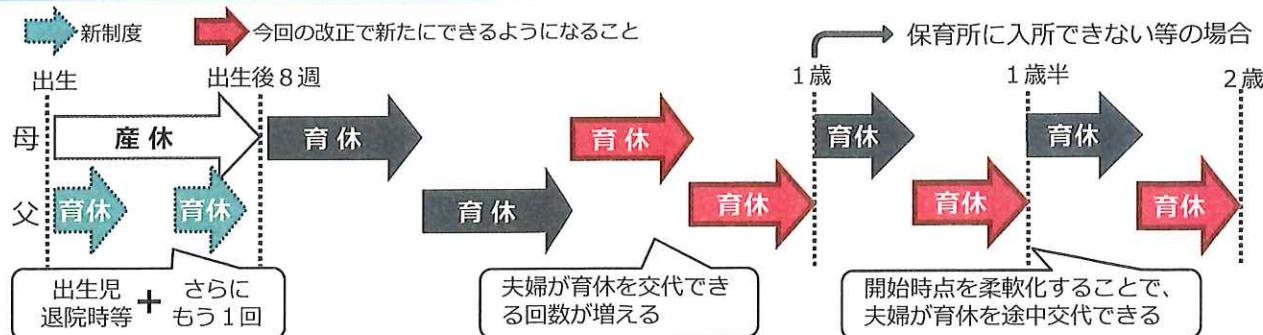
産後パパ育休（出生時育児休業）の創設（➡）

規定例は[こちら](#)

対象期間／取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申し出期限	原則、休業の2週間前まで 雇用環境の整備などについて、法を上回る取組を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができます → 詳細は「事業主向け説明資料」3-3※1を参照
分割取得	2回まで分割して取得可能（2回分まとめて申し出する必要あり）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することができる（就業可能日数等には上限あり → 詳細は「事業主向け説明資料」3-3※1を参照）

育児休業制度の変更（改正後の内容）（➡）

1歳までの育児休業	2回まで分割して取得可能（取得の際にそれぞれ申し出）
特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業	休業開始日の柔軟化 期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を、本人の育児休業開始予定日とすることができる。 特別な事情がある場合に限り再取得可能



中小企業向け支援をご活用ください！

ハローワークにおける求人者支援員による支援など



ハローワークでは、育児休業中の代替要員を確保したい企業を支援しています。

求職者が応募しやすい求人条件の設定に関するアドバイス、求職者への応募の働きかけなどを行っています。

求人のお申し込みは、ハローワークの窓口、オンラインに加え、ハローワークから企業に訪問することも可能です。

全国のハローワーク

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork

両立支援等助成金（令和4年度） <https://www.mhlw.go.jp/content/000927607.pdf>

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」を支援します。



出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得させた中小事業主等に支給（代替要員に関する加算措置もあります）。
育児休業等支援コース	育児休業の円滑な取得・職場復帰のための取組を行った中小事業主に支給。育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保した場合の支援もあります。

中小企業育児・介護休業等推進支援事業

<https://ikuji-kaigo.com/>

制度整備や育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

イクメンプロジェクト

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

改正育児・介護休業法を踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するオンラインセミナーを開催しています。また、社内研修用資料などがダウンロードできます。

就職氷河期世代に対する活躍支援について

鹿児島労働局訓練室

いわゆる就職氷河期世代は、たまたまバブル崩壊後の厳しい経済状況の時期に、学校卒業時における就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、さまざまな課題に直面している方々がおり、国や地域レベルで一人一人の状況に応じたきめ細かな支援に取り組むことが求められています。当初、令和4年度までとされていた集中取組については、これを2年間延長し、令和6年度まで、より効果的・効率的な支援を実施し、取組の強化を図ることとしています。

そこで、「ハローワークかごしま・ワークプラザ天文館」及び「ハローワーク国分」では、「35歳からのステップアップ窓口（就職氷河期世代支援窓口）」を設置し、安定した雇用を希望する35歳以上55歳未満の方に対する専門的な集中支援を行っています。

新型コロナウィルス感染症の収束が見通しづらい状況ではありますが、就職氷河期世代の方々への支援は、社会全体で取り組むべき喫緊の課題であることから、これまで不安定就労等を余儀なくされている方々の積極的な採用について、事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、ハローワーク等で個別支援等の就労に向けた支援を受けている就職氷河期世代の方（雇入れ日時点の満年齢が35歳以上55歳未満で、過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間が通算1年以下、かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方）を、ハローワーク等の紹介で正規雇用労働者として新たに雇用する事業主に対しては、特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）が支給されます。この助成金を受給するためには、一定の要件・条件がありますので、詳しくは県内各ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和4年8月分】

県内有効求人倍率	1.34倍（前月比0.04P減）
全国平均有効求人倍率	1.32倍（前月比0.03P増）

県内正社員有効求人倍率	1.12倍（前年同月比0.04P増）
全国正社員有効求人倍率	1.00倍（前年同月比0.12P増）

※ 鹿児島の雇用失業情勢は、求人に改善の動きが続いているものの、新型コロナウィルス感染症の急拡大に加え、ウクライナ情勢などに伴う原油価格や原材料の高騰、円安などが、雇用に与える影響も懸念されることから、引き続き、今後の動向を注視してまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【産業雇用安定助成金が令和4年10月から拡充されました】

- 産業雇用安定助成金とは、コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度です。
 - 助成内容としては、賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部への助成（出向運営経費）と、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などへの助成（出向初期経費）があります。
 - 令和4年10月から以下のとおり制度が拡充されました。
 - ・ 支給対象期間が1年間から2年間に延長。
 - ・ 出向元に対する支給対象労働者数の上限撤廃。
 - ・ 出向元に復帰後に、出向によって得たスキル・経験をプラスアップさせる訓練に対する助成を新設。
- ご相談は、県内各ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



令和4年9月末速報値 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和4年		令和3年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	2,692	7	1,410	19	1,282	-12
1 製造業	255	0	247	2	8	-2
1 食料品製造業	140		132		8	
4 木材・木製品製造業	17		21		-4	
9 窯業土石製品製造業	13		15		-2	
11～12 金属製品製造業	17		15		2	
13～15 機械機具製造業	20		22	1	-2	-1
上記以外の製造業	48		42	1	6	-1
2 鉱業	3	0	2	1	1	-1
3 建設業	208	3	187	4	21	-1
1 土木工事業	94	1	69	3	25	-2
2 建築工事業	91	1	87		4	1
3 その他の建設業	23	1	31	1	-8	
4 運輸交通業	141	1	151	2	-10	-1
1 鉄道・航空機業	2		7		-5	
2 道路旅客運送業	4		13		-9	
3 道路貨物運送業	134	1	129	2	5	-1
4 その他の運輸交通業	1		2		-1	
5 貨物取扱業	21	0	11	0	10	0
1 陸上貨物取扱業	5		3		2	
2 港湾運送業	16		8		8	
6 農林業	74	2	73	4	1	-2
1 農業	36		34	1	2	-1
2 林業	38	2	39	3	-1	-1
7 畜産・水産業	85	0	67	1	18	-1
8 商業	245	1	173	2	72	-1
1 卸売業	27	1	21	1	6	
2 小売業	193		139	1	54	-1
3 理美容業	2		4		-2	
4 その他の商業	23		9		14	
9 金融・広告業	11	0	15	0	-4	0
11 通信業	24	0	15	0	9	0
12 教育・研究業	23	0	22	0	1	0
13 保健衛生業	1,429	0	277	0	1,152	0
1 医療保健業	804		115		689	
2 社会福祉施設	621		157		464	
3 その他の保健衛生業	4		5		-1	
14 接客娯楽業	76	0	75	1	1	-1
1 旅館業	23		13		10	
2 飲食店	37		38	1	-1	-1
3 その他の接客娯楽業	16		24		-8	
上記以外の事業	97	0	95	2	2	-2
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	44		56	2	-12	-2
16 官公署	2		0		2	
17 その他の事業	51		39		12	
陸上貨物運送事業(4-3-5-1)	139	1	132	2	7	-1
第三次産業(8-17)	1,905	1	672	5	1,233	-4

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ④ 下段の陸上貨物運送事業(4-3-5-1)及び第三次産業(8-17)は、別計。

令和4年度
特定自主検査強調月間
令和4年11月1日▶11月30日
特自検 完全実施で ゼロ災害

主唱 / 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

2022年(令和4年)
秋季全国火災予防運動
令和4年11月9日(水)から11月15日(火)
お出かけは マスク戸締り 火の用心
11月9日は「119番の日」



働き過ぎていませんか？

11月「過労死等防止啓発月間」に
「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料 令和4年11月5日(土) 9時～17時

なくしましょう

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル

0120-794-713

※全国どこからでも利用できます（スマートフォンからでも無料）※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン Q.検索

11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

はい！ ろうどう

0120-811-610

月～金 17:00～22:00
土日・祝日 9:00～21:00



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局

労働基準監督署

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中、次の取組を実施します

01

労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。



02

労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

03

過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

04

労働相談を実施します

相談無料

11月5日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

なくしましょう

長い残業

令和4年11月5日(土) 9時～17時 ☎ 0120-794-713

11月1日・2日・4日・5日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



05

過重労働解消のためのセミナーを開催します

参加費無料

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から12月を中心、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

* 詳細は専用ホームページをご覧ください。



専用ホームページ

<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com/>

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

参加費無料

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

* 全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。



専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。



「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



鹿児島会場



過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって

多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

参加
無料

事前申込

2022年
12月2日(金)

日時

14:00～16:00 (受付13:30～)

会場

**TKPガーデンシティ鹿児島中央
3F 薩摩ホール**

(鹿児島県鹿児島市中央町26-1 南国アネックス)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い実施いたします。感染拡大の状況により、開催方法が変更になる場合や、参加者数を制限するなど、
規模を縮小して実施する場合があります。最新の情報は特設ホームページにてご確認ください。なお、参加には事前申し込みが必要です。

▼特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



主催：厚生労働省

後援：鹿児島県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

特 自 檢

特自檢 完全実施で

ゼロ災害

特定自主検査

上白石萌歌

特定自主検査

令和4年

強調月間 11/1(火)～30(水)



検査を済ませた機械には、それを証する
検査済標章を貼付しなければなりません。



主 催 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

本部・各都道府県支部

後 援 厚生労働省・経済産業省

協 賛 中央労働災害防止協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会

一般社団法人 日本産業車両協会

建設業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
一般社団法人 日本建設機械工業会



公益
社団法人
建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES



令和4年度建設荷役車両特定自主検査
強調月間実施要綱

スローガン

「特自検 完全実施で ゼロ災害」

令和4年11月1日(火)～11月30日(水)

趣旨

建設荷役車両の特定自主検査(特自検)の実施台数は、令和3年度には全国で約200万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいっても、未だ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として多発しており、憂慮される状況です。当協会においては、令和4年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署のご協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- (1) 建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2) 建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4) 建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主唱者の実施事項

- (1) 新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2) ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3) 巡回指導による現地指導
- (4) 研修会・実務研修等の開催
- (5) 「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

- (1) 登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - 特自検業務が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
 - 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。
- (2) 建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - 特自検が計画的に実施されているか確認する。
 - 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
 - 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

<問い合わせ先>

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 鹿児島県支部

鹿児島市卸本町6番地12(オロシティホール内)

TEL 099(260)0615 FAX 099(260)0646

令和4年12月 講習開催のご案内

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
鹿児島基準協会 検索

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
技能講習	床上操作式クレーン運転	12/5～12/7	11/7～11/11	<p>【全科目者】 会員 29,280円 一般 30,280円</p> <p>【科目免除者】 会員 27,080円 一般 28,080円</p> <p>【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者</p>
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	12/8～12/9	11/7～11/11	<p>会員 13,080円 一般 14,080円</p> <p>※会場がオロシティーホールとなります。</p>
	玉掛け	12/12～12/14	11/14～11/18	<p>【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円</p> <p>【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円</p> <p>【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者</p>
	有機溶剤作業主任者	12/15～12/16	11/14～11/18	<p>会員 13,080円 一般 14,080円</p> <p>※会場がオロシティーホールとなります。</p>
	【普通自動車運転免許証写し必要】高所作業車運転	12/19～12/20	11/21～11/25	<p>【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円</p> <p>【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円</p> <p>【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者</p> <p>【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者</p>
	車両系建設機械運転(解体用)	12/19	11/21～11/25	<p>会員 18,030円 一般 19,030円</p> <p>【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者</p>
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	12/21～12/23	11/21～11/25	<p>会員 18,910円 一般 19,910円</p>
	ガス溶接	12/26～12/27	11/28～12/2	<p>会員 9,180円 一般 9,680円</p>
	不整地運搬車運転	1/5～1/6	11/28～12/2	<p>会員 35,100円 一般 36,100円</p> <p>【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転(整地等又は解体用)技能講習修了者</p>
教習	移動式クレーン運転実技教習(5t以上) [実技免除]	12/5～12/10	11/7～11/11	<p>【全科目者】 会員 91,565円 一般 92,565円</p> <p>【学科免除者】 81,400円</p> <p>【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)</p>
特別教育	研削といしの取替え等(自由研削用)	12/12	11/14～11/18	<p>会員 11,220円 一般 12,320円</p>
	低圧電気取扱	12/13～12/14	11/14～11/18	<p>会員 16,170円 一般 19,470円</p>
	巻き上げ機の運転	12/20～12/21	11/21～11/25	<p>会員 15,600円 一般 18,900円</p>
その他	職長教育	12/5～12/6	11/7～11/11	<p>会員 12,980円 一般 16,280円</p>
	衛生推進者	12/26	11/28～12/2	<p>会員 8,300円 一般 8,800円</p> <p>※会場がオロシティーホールとなります。</p>
	安全管理者選任時研修	1/5～1/6	11/28～12/2	<p>会員 17,050円 一般 21,450円</p>

（備考）1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。

2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくな、案内書をお取り寄せください。

3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止又は延期する場合があります。予めご了承ください。

令和4年度第2回作業環境測定士試験のご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

（公財）安全衛生技術試験協会から、令和4年度第2回作業環境測定士試験の案内がありましたのでお知らせ致します。
試験の種類：第二種作業環境測定士試験

試験期日：令和5年2月14日（火）

試験地及び試験場：久留米市（福岡県）・・・九州安全衛生技術センター 他

受験申請書の受付：令和4年11月7日（月）～12月5日（月）

受験願書等：当協会本部（TEL099-226-3621）又は、九州安全衛生技術センター（TEL0942-43-3381）に請求して下さい。

試験案内は、安全衛生技術試験協会のホームページに掲載されています。

※その他必要な事項については、安全衛生技術試験協会（TEL03-5275-1088）へお問い合わせ下さい。